

○9 番（福本耕太君）

9 番、福本耕太です。日本共産党を代表いたしまして質問をいたします。

1 つ目は、公共施設の利用に関するルールづくりの具体化がどこまで進んでいるかという点です。

本来の目的を終えた公共施設を再利用するにあたって、私はこれまでの議会の中でも、「体系立てた明確なルールづくりが重要」だということを訴えてまいりました。現時点において、体系立てた明確なルールがないため、執行部と地域住民との間にあつれきや対立が生じたり、町と住民、民間業者の間で公平性と公正性をめぐってトラブルが起きています。今後こうしたことを繰り返さないためにも、体系立てたルールを作り、文書化することで明確化し、また、ガイドラインに沿った活用を進めることが大切だということを訴えてきたところであります。その上で、私は 2 つの柱を立てて提案をしてきました。

1 つ目の柱は、民主的なプロセスを徹底するという点です。なかでも、同意なき立ち退きを住民に求めない。施設を地域住民が地域活動で利用している場合には、町はその活動の継続を保障する。

もう 1 つは、民間への貸し出しや売却をする場合においては、地域住民に報告と説明を行い、再度、地域の合意を得るという点です。

もう 1 つの柱は、民間への貸し出しや売却が決定した後の公共性と公平性および公正性の担保という点です。

医療福祉施設など、公共性の高い施設は一般的な営利団体との比較で優先されなければなりません。そして、一般的な営利団体から貸借や売却の要望が出された場合においては、一定期間の公募期間を設定し、プレゼンを実施するなど、透明性と公平性を高めた選考を行って公正性を担保する必要があります。

この提案を行ってききましたけれども、今現状において土庄町としてどういったルールづくりを進めているか具体的に答弁を求めたいと思います。

○議長（濱野良一君）

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の柱についてでございます。本年 3 月定例議会で、同様のご質問をいただき答弁しておりますので、再度、同様の内容で答弁させていただきます。

「地域住民が地域活動で利用している場合には、云々」とのことではありますが、地域住民とはどの範疇のものか、公的利用とは何か、などが漠然としており、実際的にも一部のひとと、その他の人の利害が相反する場合のことや、一部でも利用されている限り、その他の目的あるいは全体の福祉のための利用を検討することができなくなる、といったことを考慮すると、なかなかそういったスキームで

のルールづくりは難しいのではないかと思います。町行政といたしましては、むしろ「その施設なり土地の最有効活用はどうあるべきか」を検討することが重要であると考えております。

なお、町が住民の意思を無視して強引に推し進めるようなことをするつもりはなく、今後とも、議会への質問や住民説明会などを丁寧に行ってまいります。

また、旧戸形小学校跡地の利活用につきましては、アンケート調査を実施したところ、「協議会を立ち上げ、老若男女さまざまな意見を聞いてはどうか」との意見がありましたので、先月 8 月 29 日に戸形地区自治会長と協議し、新たな協議会を立ち上げ、協議を進めていくことになりましたので申し添えておきます。

また、2 点目の柱につきましては、本年 6 月の定例議会で土庄町行政財産の使用料に関する条例の一部を改正させていただきまして、行政財産の使用に関して入札または公募を取り入れたところがございます。これに基づき、旧土庄高校跡地の使用に関して公募を実施しました。

今後とも、希望者が複数あると思われる場合や、一定の規模以上の物件の貸し出しや売却にあたっては、公平性を図る観点から入札や公募を取り入れていく必要があると考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

まず 1 つ目のですね、地域住民の民主的なプロセスをという点で、地域住民の定義が曖昧で難しいと言われたんですけども、そのあとに自治会のほうにアンケート出したって言って、ちょっと矛盾するような答弁があったんですけど、活用してるのは基本的には地元の自治会の方々ですので、それはもう言うまでもなくですね、地元自治会の方々にきちんと、それはもうスポーツ少年団とか、そういったスポーツ等も含めてですけども、もう見たら分かる話ですから、そういうところにきちんと連絡を取って皆さんと一緒に考えていくという姿勢をとってくださいということですので、こういう曖昧で難しいということではなくて、そういう自治会とかにきちんと話をしていくという姿勢を持っていただきたいということ再度求めておきたいと思っております。

それから施設のですね、公共性、公平性という点では、今、現実的に使わなくなった公共施設なんかを貸し出して、民間で活用してる点もあると思うんですけど、そういうところなのです、民間で活用するにしても、高い家賃を取って活用しようとしても現実にはできないといったこともありますので、例えばその地域の清掃とか、管理棟なんかをきちんとやってもらう代わりに、家賃の部分の一部を相殺するとか、そういうような具体的なことをやってると思うんで、現実的にね、生涯学習課でも。そういうことをきちんとした文章化して行って、こ

っちはこんなんしてんのに、こっちではしてくれへんやないか、とかっていうようなトラブルがないような、きちんとした明文化、文書化をしていくことが大事だという点を申し上げておきます。そこもきちんとまた作っていただけたらと思います。努力していただいているのもわかりますし、時間もかかると思いますが、1つ1つ積み上げていただけたらというふうに思います。

2つ目の質問に入ります。

2つ目は介護等級に関係なく、紙おむつが必要な高齢者すべてに購入補助を実施すべきだという質問の趣旨になります。

現在土庄町では、紙おむつを必要としているすべての高齢者のうち、要介護3以上の高齢者だけが購入補助が受けられる制度になっています。

行政側は、介護給付費削減のために、介護等級で線引きを行っていると思うんですけども、高齢者からするとですね、紙おむつを必要としている高齢者という点では、そういう括りでは購入補助を受けられる人とそうでない人を分ける線というのは、境界線というのはどこにも存在しません。

紙おむつは、高齢者が人間らしく生活していく上で欠かせない生活必需品であって、もはや基本的人権であると私は考えております。介護等級に関係なくですね、紙おむつが必要な高齢者すべてに購入補助が行われるようにしていくことが大事だと思うんですけども、そこで問いたいと思うんですが、要介護3に満たない等級者で紙おむつを必要としている高齢者が、一体どのぐらいいるのか、町として把握しているかどうかをまずお聞きしたいと思います。

そして、全体の高齢者が紙おむつの補助を受けられる、使ってる人ですね、受けられるようにする場合については、概算でどのぐらいの予算が必要になってくるかという点について金額をお示しいただきたいと思います。

○議長（濱野良一君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

まず1つ目の紙おむつの購入補助につきましては、要介護4以上の本人非課税の方に対しまして、介護保険制度の家族介護用品支給事業として行われております。この事業に上乘せいたしましたして、要介護4以上の本人課税者および要介護3以上の方まで対象を拡大いたしまして、町単独事業といたしまして補助を実施しているところがございます。従いまして、要介護3に満たない方の必要者数につきましては、現在のところ把握しておりません。

あと2つ目の、仮に「必要とする高齢者すべて補助をする」という場合のことですが、どういった制度設計で行うかによって異なってまいりますので、お答えすることは難しいと考えております。

ご参考に、現在の制度における令和 5 年度の実績を申し上げますと、町による単独上乘せ分を含みまして、給付人数につきましては約 80 人、給付額につきましては約 300 万円というかたちになっております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

人数把握してないということですので、また質問したいと思えますけれども、ぜひ把握していただきたいと思えます。その把握していただく中で、住民アンケートとか、さまざまな方法があると思えますので、把握していただいた上で金額を出していただいて、土庄町にはどれだけの方が紙おむつを利用しているのかという点と、補助の金額についても、きちんと掴んでいただくことが第一歩になるんじゃないかと思えます。

高齢者の方からね、やっぱり生の声をいただくと、紙おむつ、どうしても必要だという方結構ね、おられるんですけど、たこうて、なかなかもうほんまに、すぐに使えないということでもかなり節約してるということなんですね。そういう人間の生活にとってやっぱり清潔感を維持していくっていうのは、本当にやっぱり人権に関わる問題だと思えますので、その点については、私は岡野町長に住民の生活、命、暮らし、福祉を最優先にした町政を進めてくださいということを再三求めておりますけれども、そういう観点から予算を増やしてほしいなということをお求めをお願いしたいと思えます。

時間もありますので、次の質問にいきたいと思えます。

災害対策としてですね、実施しております、かさ上げ工事についてですけれども、土庄高校の跡地のかさ上げを去年、昨年行いました。今年度も、こどもさくら公園のかさ上げを行うということなんですけども、これに対してですね、地域の住民の方から、かさ上げを行った部分が地震によって崩れてきて溝が埋まったり、また土がその家のほうに流れてきたりするんじゃないかという切実な心配が私のもとに寄せられております。それで、この間ずっと科学的にですね、このかさ上げがどのような効果をもたらすのか。また、崩れてきたりとかする心配はないのか、ということをお科学的な数値によって示してほしいということをお求めてきておりますけれども、前回の委員会の中で科学的な根拠をお示しするという答弁がありましたので、再度お聞きしたいと思えます。それでは答弁をお求めたいと思えます。

○議長（濱野良一君）

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

かさ上げ工事がどのような災害に対し、どのような効果があるかというところでございますけれども、まず高潮、津波、台風の大雨の異常気象時に対しまして、旧土庄高校跡地周辺は、土庄町津波・土砂災害ハザードマップで示されているように低地であり、高地の一時避難場所が皆無であるため、かさ上げ工事により、高齢者および避難行動要支援者等の避難に時間を要する方々をはじめとする住民の方々の一部避難場所として有効であると考えております。

2つ目の、科学的どの規模での地震まで耐えられるか、というところでございますけれども、この、かさ上げ工事における耐震調査等は、盛土の構造が標準的でないときや、盛土崩壊による影響が多大であると認められる場合などに実施することとなっております。

盛土工指針の標準のり面勾配は、盛土高 5m 以下については、勾配が 1 : 1.5 ~ 1 : 1.8 となっております。また、開発許可の盛土法面勾配は 30° 以下とすることになっていることから、安全側をとり、法面勾配を 1 : 1.8 を採用しております。法面勾配 1 : 1.8 は垂直に 1.0m に対して、水平に 1.8m の勾配でございます。また、法面勾配 1 : 1.8 の角度は 26.4° となり、30° より緩やかになります。また、法裾の道路幅員は 7.5m あり、周辺の家屋との離隔は十分にあると考えています。

以上のようなことから、かさ上げ盛土についての耐震構造設計は行っておりません。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

一番最後ですね、「耐震構造設定は行っていない」ということで、私質問の中で、耐震について震度だけじゃなくて、ガルやカインといった指標においてもどこまで耐えるのかを示してほしいという話入れてたんですけども、これについては答えようがないと、計算に入れてないということですので、そうなればですね、やはり科学的な、地震に対して土が崩れてくるんじゃないかという住民の皆さんの科学的な心配に対して、科学的にお答えすることができないと思うんですね。1 : 1.8 という構造ってのは、これ地震がなかった場合の構造の話だと思うんですけども、地震の耐震、住民の皆さんが心配してるのは、地震が起きたときに、自分の身長よりも高いところまで積まれている土が家のほうに流れてくるんじゃないか、という心配なんで。ですから、やっぱりきちんとこういう科学的根拠を示してくださいという質問出された場合については、そうしたカインやガルといった耐震についての数値を示した上でやらないと、やっぱり住民の皆さんからは理解を得られないんじゃないかというふうに思います。「かさ上げについて一部避難場所として有効だ」という話なんですけど、住民の皆さんの

お話を聞きますとね、本町の人と話して、全員と聞いたわけじゃないですけど、「もし地震が起きたりとか、高潮、津波がきますとかっていう話になった場合であれば、土を盛ってある場所に逃げるのではなくて、役場に来たり、役場の建物の中に上がったり、今、どのたる館ね、あの建物のほうに私たちは避難しますから、その雨ざらしの土盛られてるところに行ったりはしませんよ」と言うのが、住民の皆さんの声なんですよね。ですから、そういう意味で、盛り土がどのような災害対策になるのかを科学的に示してくださいというふうに今ご質問したんですけども、今の答弁ずっと続けておられますので、私としましては科学的根拠がないと、土庄町として科学的根拠はないけども、とりあえずかさ上げをしたというふうに理解したいというふうに思います。

では、時間もありますので、次の質問に入りたいと思います。

保険証がですね、この12月に廃止になってマイナンバーカードを持たない人にはですね、資格証明書が配られるという話なんですけども、多くの住民の方からですね、「保険料を払ってのに保険証を廃止されたら私ら保険診療を受けられんようになるんですか」という心配の声が上がってます。

そこで、町にしっかりと答えていただきたいんですけども、保険証が廃止になった場合、そしてマイナンバーカードを持たない人は、どうなるのかというところを聞きたいと思います。

○議長（濱野良一君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、本年12月2日以降の新規発行や紛失による再発行はできなくなります。マイナ保険証を保有していない方につきましては、「資格確認書」が交付されます。本年12月1日までに、国民健康保険証を発行されている方でマイナ保険証を保有していない方につきましては、来年7月末までに、町から「資格確認書」を送付いたします。ご本人からの申請は必要ございません。この確認書によりまして、現在の保険証と同じ取り扱いができることとなっております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

今、健康福祉課の課長のほうから明確に保険証が廃止になっても、マイナンバーカード持つ必要ありませんよと。ちゃんと資格証明書を発行しますから、その資格証明書で保険証のように使えますので安心してくださいという回答がありました。これね、すごく大事なことです。今ね、マイナンバーカードカードを返

納する人も増えていってますし、作らない人もたくさんいるんですよ。あっちこっちでトラブルが起きてますから。こういう国が進めている、私は意味のわからんことをやってると思ってるんですけども、こういうことに対して、住民の皆さんが安心して病院にかかれるようにするっていうのは、行政の本来の責任だと思いますんで、具体的に町広報とかを使ってですね、資格証明書出しますから大丈夫ですよと、安心して医療にかかってくださいよっていう案内をしていたきたいというふうに思います。

次の質問に入りたいと思います。

次の質問は、三枝邦彦前町長の退職金についての質問になります。官製談合事件を起こして、有罪判決を受けたことによって、三枝邦彦前町長の退職金は、本人に支払われなかったというふうに町からは説明を受けています。

今、町長の退職金っていうのは4年間で1300万円という高額な金額になってるんですけども、このお金の動きがどうなってんのかというところへんが、住民の皆さんの関心に上がっております。

まず最初に、もう一度確認をしておきたいんですけども、三枝邦彦氏は有罪判決を受けておりますので、退職金は払われていなかったんですね。確認をしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

三枝前町長に退職手当は支給されておられません。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

再度きちんと確認ができました。

支払っていないということで、ではですね、支払われなかった退職金はどこへいったのか。町財政に還元されたのか。町財政に還元されたんであったら歳入として予算書、決算書に明記されるはずなんですけども、どこを見ればこのお金の動きっていうのが分かるのか、お示しいただきたいと思います。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

福本議員の再質問にお答えいたします。

まず、退職手当の仕組みについてご説明いたします。

退職手当は、香川県内の市町や一部事務組合で構成された香川県市町総合事

務組合から支給されるもので、町からは退職手当の積立金として負担金を納めております。

なお、この負担金は、職員一人一人に対して算出されるものではなく、職員の給与月額総額に負担率を乗じた普通負担金や退職手当の累計の収支差額の一部を負担する特別負担金を納めるものとなっております。当時の三枝前町長の退職手当支給につきましては、退職手当の支給制限に該当し、支給されなかったもので、積立金自体は、ほかの町職員の退職手当として当該組合に積み立てていることとなります。よって、歳入予算には記載されておられません。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

はい、分かりました。

県総合事務組合のほうに積み立てを行っているということで、もつというたら今、課長が発言された、退職金を払われてませんよってという確証を掴むために、県総合事務組合に確認を取っても同じこと言いますよってということになりますよね。ほんで、お金に関しては町には返ってきてなくて、次の退職金のために、そのまま事務組合のほうにおかれてますよ、ということになるわけですね。はい、分かりました。ありがとうございます。

それでは、6番目の質問に入りたいと思います。

旧土庄庁舎の跡地の利用について今、土庄町のほうからですね、委員会の中で旧土庄庁舎跡地に産業会館をはじめ、商業施設などを設置して、にぎわいを生み出すとする土庄町中心アイランドタウン創生プラン構想、プランの基本構想というのが出されました。私、ちょっとびっくりしたんですけども、まずはですね、旧土庄庁舎というのはですね、耐震基準を満たさないという点と耐震化すれば新庁舎を建てるぐらいお金がかかるんやという理由で、この新しい建物を建てたんですね。使用できないということが断定された建物として理解しております。当然そのままで使えないわけですから、こういうアイランド構想を行うのであれば、つぶして新しい建物を建てるということが必要になってくるわけですけども、私はね、これ一体どっからこんなお金が出てくるのかなというのが非常に疑問に思っております。これまで町長の答弁とか住民への説明会の中でも、財政が非常に厳しいということがね、言われて、将来的に町財政の財政難を未来の人たち残さないためには、さまざまな緊縮財政も必要だということをおっしゃってこられてきたわけですけども、突然こういう話がまた降って湧いてきたわけで、非常に疑問に感じております。

そこで具体的にお伺いしたいんですけども、旧庁舎の取り壊しに係る費用つ

ていうのは一体どのぐらいで考えておられるか。また、取り壊し費用は一体誰が出すのかというところで考えておられるのか。また、新たな建築物の建設には、大体どのぐらいの費用がかかるというふうに考えておられるのか。仮に町がですね、起債も含めて全額支出した場合にですね、今まで町長が言ってこられたことと、かなり大きく矛盾するんじゃないかと思うんですけども、町民の理解を得られるというふうに考えておられるのかなあという点も踏まえて答弁を求めたいと思います。

○議長（濱野良一君）

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

1点目でございます。旧庁舎の取り壊しに関しては、設計等を行っておりませんので、現時点では不明でございます。

2つ目の取り壊し費用は、というところですけども、基本構想（案）の「整備手法及び財源」に関する記載で触れておりますとおり、資金調達は事業手法により異なります。いずれにしても町財政が厳しいおりにありますので、国庫補助金、有効な起債および民間資本の活用を模索したいと考えております。

3つ目です。まず、どのような施設が必要かというところが、具体的な協議を進める中で建設費の算出となりますので、現時点では未定でございます。

4点目の全額支払いに関してというところでございます。基本構想案で示させていただいた、旧庁舎跡地の利活用方針につきましては、住民、町民の皆さまのご意見を反映したものであり、基本的にはご理解いただけるものと思っておりますが、具体的な施設の機能、規模等の検討はこれからで、これに見合った町の負担を定かでない段階で、現段階においてはですね、お答えしようにも今現在お答えできるような質問ではございません。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

今、取り壊しに係る費用はいくらかとか、誰が出すんかとか、建物を新しく造るのにいくらかかるんか、ていうことをお聞きしたんですけど、答えは未定、未定、未定やったんですね。こういうことが未定、未定、未定ってなるところで、住民の皆さんに意見をちょうだいしますって言っても、町民の皆さんはお金の算定関係なしに、こんなんがあったらええな、こんなんできたらいいなって夢を語るような話ばかりしたかって何の意味もないんじゃないかなということなんですよね。お金の、まあ言うたら、どっからお金が出てくるんかっていうことなんかをきちんと示した上で、住民の皆さんに意見を聞くっていうんであれ

ば、住民の皆さんの反応も、また違ったんじゃないかなと思うんです。

今、お聞きしたこの未定、未定、未定という点からが前提になって、住民の皆さんに意見聞いたら、おそらく住民の皆さんがいろんなことを語られたことっていうのは、もうどんどん引っ込んでいくんじゃないかなと思いますし、やはりこういう前提となる話をきちんと住民の皆さんにした上で、意見を聞くとか、土庄町中心アイランド構想ですかね、構想を立てるとかっていうのをしないと、何か絵に書いた餅といいますか、になってしまうと思いますんで、よく分かっておられるとは思いますが、そこら辺考えていただかないと、私たち、この前の庁舎を、この新しい庁舎を造るっていうときの議論っていうのは、もう前提として危ないからなど、もうやめとこうで、あそこで業務をやるんわっていう話から始まってますので。だから、その話をなんかもう全然関係ない話にしてしまって話をする。次の話をするっていうようなやり方っていうのは、行政の信用に関わる問題だと思いますので、こういうことはやっぱりすべきじゃないと、きちんと根拠を示した上で進めていただきたいなというふうに思います。

このアイランド構想にあたって、商工会のほうから産業会館をつくってほしいという意見が入ってて、執行部のほうは、この産業会館も含めてかなり真剣にやりますみたいな話がね、真剣に考えてますという話が、閉会中の委員会の、失礼しました、開会中の委員会、閉会中の委員会、なんせ委員会の中でね、出てきたんですけども、本質的にね、商工会がどこにその会館を設置するかっていうことっていうのは、もうその行政におんぶやだっこでやっていったらいかんと思うんですよ。やっぱり商工会は商工会で、きちんと自分たちで探してもらって、今、あっちこっちに空いてるスペースがあるわけですから、これをねやっぱり何でも町執行部のほうに投げてさせていくというやり方っていうのは違うと思いますので、行政としては、自分たちできちんと探してくださいと。それぞれの団体として、自主独立の立場で進めてくださいということをやまずきちつとすべきやと思います。その上で、予算や住民の皆さんの暮らしとバランスを見ながら計画を提示していただくということが大事なんじゃないかなと思うんですけども。

今、ちょっと単刀直入にお聞きしたいんですが、町長にね、お聞きしたいんですけど、この案も出されましたけどね、いろんな夢を持って語られてると思うんですが、町長これ現実的に今言った、その予算の面等を踏まえてね、できるのかなと考えておられるのかどうか、ちょっとお聞きしたいなと思うんですけど。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

できる、できないという部分を、この構想の中でどのようなところから補助をいただくとか、民間を活用するかというところを今から検討していくためにこの構想を挙げたものでございます。

それと、私本当に悲しいのは、この構想を作るに至って商工会の話出ましたけれども、商工会以外の団体からも同じような意見が出ております。

それとですね、立地適正化計画のワークショップは7回、この庁舎に対する跡地に対する意見の検討会3回というところで、私はもう常に議員の皆さんにお願いしてるのは、議員の皆さんは、そのワークショップに参加してくださいと。その中で意見を拾いたいんです、私は。それと、そういうワークショップがあるということは、レターケースの中に入ってると思います。その中で、皆さんの、議員の皆さん町民の代表でございますから、その中の意見を募るために支持者の皆さまと住民の皆さまにお声掛けいただいて、そういう場所に出たいこうよと。行政のところ意見しましょうよ、というようなかたちで進めていこうとするところで、人数が少ないところもありますが、計10回のワークショップを開いての意見もほぼほぼ同じような意見でございます。そのようなところから、基本構想を挙げて財源等を今から検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

議員の皆さんにワークショップに出てほしいということなんですけど、議員は議会で発言する権利がありますから、今こうやって、議会の場でご質問しておりますので、住民の皆さんの場に議員が押し寄せていったら、逆に萎縮されるんじゃないかという点も懸念としてはあります。

私が聞いたのはですね、10回やろうが20回やろうがワークショップもね、前提としての予算がなければね、住民の皆さんの考える余地がないんじゃないですかということなんです。だから、実際に庁舎取り壊しに係る費用はどのぐらいかかるんですかと。新しい建物造るのにどのぐらいかかって、一体このお金どっから出てくるんですかっていうことが、お聞きしたんですけど、住民の皆さんでも議員でもこれは一緒でね、これが分からなかったら、話のしようがないんじゃないかと。どっからか集めてくる。それは後から考えて、とりあえずプランだけ考えようかっていう話では、そりゃ夢のような話はなんぼでも出てくるかもしれないんですけど、現実性はないんじゃないのかなというふうに思うんですけどね。先立つものがなかったら、どんだけ夢描いたかって無理でしょう、と私は思いますし、それと、やっぱりその町長、住民の皆さんに言われてるのは、財源厳しいですよと、さっき紙おむつの質問もしましたけど、こういう住民生活

に関わった福祉の事業なんかもかなり、ほかの議員さんからも質問出てますけども、先送りにされてる中でね、きておりますから、ましてやこの物価高騰、それから年金は上がらない、賃金は上がらないという状況の中で、かなり厳しい生活を強いられているという状況の中で、こういう住民福祉やらが後回しになってる状況のもとで、こういう話が出てくるといふのであれば、私は、私はですよ、住民からの理解っていうのはなかなか難しいんじゃないかなっていうのが私の思いとしてあるんですけども、それ、その点から言ったらですね、やはり、時間もありますから、提案として提案させていただきたいと思うんですけど、まずはせめて跡地利用をすることに誰も反対してないんですよ。土庄町の旧庁舎のね、跡地利用は、みんなのために活用できたらそりゃ一番いいんですけど、まず、あの建物使えへんってのは分かってるわけで、この建物造るときにそういう話して建ててるわけだから、あの建物をつぶすのにどんだけのお金が必要で、そのお金はどっから工面するのかっていうところはせめてね、やはり住民の皆さんにお示しすることが必要じゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

先ほど福本議員がおっしゃられておられた、危ないからこちらに庁舎を建てるということをおっしゃられてましたけれども、まさしくそのとおりでございます。耐震できておりません。震度6強で、たぶん倒壊する恐れがあります。ただ、行政の責任として、その建物を危ないまま放っていくのか、放っておいていいのか、というところも行政の責任になると思います。

それとですね、解体費用云々、財源等についてはですね、この利活用方法によって補助等がかなり変わってきますので、国の補助を受けた部分が国民全体のお金なので、そう考えるか、国の補助を省いた部分として考えるのかというところも、また考え直さなければいけないですし、そのようなところからやはり基本構想でプランを練ってですね、そのあたりで、どのような国の補助をいただけるかという部分も加味しながら考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

国の補助とか町の単独で出す支出とか、それはいろいろあると思うんですよ。

僕が言いたいのは、そういうことをきちんと、住民の皆さんにお示しした上で、次のプランの話をしてしないことには、これは絵に書いた餅になるんじゃないかなということなんです。だから、あの建物だって危ないのはみんな分かってますよ

ね。だからつぶさないといけないんだけど、それで言ったら渚崎の校舎とか耐震化できてない、つぶさんと本来つぶすのが理想的な建物っていっぱいあるんですけど、これ、つぶすのにもものすごくお金かかってどうしようかって頭悩めてるわけですよ、町長もね。そういうところの予算をどう捻出していかってということが前提にあって、それを住民の皆さんに説明して、みんながこうやっていけるなっていう話になった後に、更地になった土地をどう使うかという話っていうのは、また次の話になってくるわけじゃないですか。だからそういう、どうやって庁舎なり建物をつぶしていくのか、そのお金がどこから出るんかっていうことは、そういう意味では次の話に行く前提になるんだから、きちんと住民の皆さんに、その説明ができなければ、次の話をいくらやっても仕方がないんじゃないかということ言ってるわけですね。

それと、つぶさなあかんのは分かってるんだけど、でもお金がないっていうの町長ずっと言われてきて、住民生活を切り詰めていながらあっちこっちの建物をつぶしていくようなやり方っていうのは、僕は行政のやり方とは違うと思うんです。国全体の規模で見てもね、高速道路も老朽化してますよ。高度経済成長期はバブルの時期につくった建物が今老朽化して、もう使えなくなって本当やったらつぶしたり、やり変えたりしなあかん物がそのままになったりすると、全国いっぱいあるんですよ。でも、そこに手が付けられへんっていうのが、国全体の中でも大きな問題になってるんですけども、これは土庄町でも同じことなんです。次のプラン描くっていいんですけども、やっぱり住民からしてみたら、この、こういう構想出してくる以上は、きちんとしたお金をどこから、つぶすお金をどこから捻出するのかっていうところが一番最初の関心事になりますので、私は住民の代表として住民の声としてお聞きしておりますので、そこをきちんと示していただきたいなというふうに思います。次の議会、今後のこれから以降の議会の中でも聞いていきたいと思っておりますので、きちんと計算を出してお願いしたいなということをお求めまして、私の質問を終えたいと思います。